

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名		保健福祉部 保険年金課 収納係
許 認 可 等 名		国民健康保険料の徴収猶予
根 拠 法 令		徳島市国民健康保険条例
根 拠 条 項		第23条
連 絡 先		(電話 621-5165)
審 査 基 準	基 準	<p>1 納付義務者がその資産について震災、風水害、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</p> <p>2 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</p> <p>3 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 7日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)